

福岡県公報

平成26年7月15日
第3611号

目次

告示(第619号-第620号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 1
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 2

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 3
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 3
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 指定管理者の指定の取消し (福祉総務課) …………… 10

告示

福岡県告示第619号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第563号小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
小郡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年8月8日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年福岡県告示第563号の事業地に次の区域を加える。
小郡市干潟字猿山、字大牟田、字前長田、字下井牟田の各一部
小郡市山隈字弥八郎、字西島崎、字東山、字南土取の各一部
小郡市上岩田字大添、字平塚の全部
小郡市上岩田字宮ノ前、字宮園、字岩戸、字四反畑、字天神木、字東野口、字西大添、字南大添、字杉山の各一部
小郡市井上字野口、字下蓮輪、字東山の後の各一部
小郡市松崎字近道、字六本松、字高見の各一部
小郡市下西鯨坂の一部
平成23年福岡県告示第563号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する。
小郡市上岩田字東前牟田の一部

小郡市井上字石原の一部
小郡市松崎字野屋敷の一部
小郡市八坂の一部
小郡市上西鯨坂の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第620号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15277-08	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント8月号	雑誌15115-8	マイウェイ出版株式会社	

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 スーパーモリナガ津福店
 - 所在地 久留米市津福今町字戸島416番2ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）マックスバリュ那珂川店
 - 所在地 筑紫郡那珂川町松原430番1ほか
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 騒音の発生に係る事項
 - 騒音は予測結果から基準値以内であるが、事業開始後の騒音測定値においては未確認のため、問題が生じた際は適切な騒音防止策を講じること。
 - 廃棄物に係る事項等
 - 食品加工場において調理及び生ごみ等の臭気が漏れないように配慮し、排水においても適切に処理を行うこと。問題が生じた場合は責任を持って対応すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス前原東店
- (2) 所在地 糸島市浦志二丁目300番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、老廃物の減量に努めること。
 - ・ごみの分別の徹底に努めること。
 - ・糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定を遵守すること。
- (2) 騒音の発生に係る事項
 - ・騒音規制法に基づき市が指定する地域における規制基準を遵守すること。
 - ・騒音規制法に基づく特定施設を設置する場合は、事前に届出をすること。
 - ・荷さばき施設、廃棄物等保管庫施設の場所が民家に近いため、騒音などの苦情が出ないように配慮すること。
 - ・特に早朝、夜間の荷物の搬入については、騒音の問題が生じないように配慮すること。
- (3) 街並みづくり等への配慮等
 - ・糸島市開発行為等に関する指導規定を遵守すること。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大振地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成26年7月15日から 平成26年8月6日まで	宮若市役所

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヘリコプター・テレビ・システム皿倉山受信局改修機材賃借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成26年8月5日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

ヘリコプター・テレビ・システム皿倉山受信局改修機材賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成26年12月1日から平成36年11月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年8月26日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2237

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付
平成26年7月15日（火）から平成26年8月25日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- 提出場所
5の部局とする。
 - 提出期限
平成26年8月26日（火）午後5時45分
 - 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
 - 日時
平成26年8月27日（水）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 - 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
 - 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - 入札内訳書の積算が誤った入札
 - 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for Modification of Automatic Pursuit Receiviug Station for Digital Helicopter Television
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on August 26, 2014
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2237)

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
山川地区土地改良区	平成26年7月3日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規程により公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町仲原二丁目2063番1及び2063番10から2063番17まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区港二丁目12番4号1F
株式会社 総合住建
代表取締役 山崎 祥生

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人見守TEL会
 - (2) 代表者の氏名
山下 寛
 - (3) 主たる事務所の所在地
久留米市荒木町荒木1959番地3
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・一人暮らしの方に対して、見守り・安全確認に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人心のひやく
 - (2) 代表者の氏名
深山 博美
 - (3) 主たる事務所の所在地
八女市大字豊福944番地1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者や子どもに対し、介護保険法に基づく介護サービス、宅老所事業、子育て支援及び子ども居場所づくりに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人正樹
 - (2) 代表者の氏名
井手 正宏
 - (3) 主たる事務所の所在地
三潞郡大木町大字大角761番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、地域社会の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人大川市コミュニティ協議会

(2) 代表者の氏名

角 義行

(3) 主たる事務所の所在地

大川市大字向島1855番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大川市の地域住民に対して、自主的・自発的なコミュニティ活動の中から、市民が相互理解と親睦を深め、人間性豊かな、明るい地域社会の実現を図るための情報と交流の場所を提供するための事業などを行うとともに、併せて災害時の緊急支援を行うことで、大川市民のコミュニティ活動づくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ほのぼの

(2) 代表者の氏名

伊藤 秀子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市高野1丁目2番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対する生活支援事業を行い、障害者の自立と社会参加の促進及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人くるめ出逢いの会

(2) 代表者の氏名

執行 正常

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市大石町353番地1出島団地4棟504号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者も暮らしやすい街づくりのため、精神医療ユーザーの発信を基本に活動し、もって精神障害者のエンパワーメントと地域社会の福祉の増進に寄与する。

公告

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの指定管理者の指定を取り消したので、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成8年福岡県条例第18号）第5条の2第3項、第8条の2第3項及び第11条の2第3項の規定により次のように公示する。

平成26年7月15日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定取消年月日
	所在地	名称	
福岡県男女共同参画センター	春日市原町三丁目1番地7	公益財団法人福岡県地域福祉財団	平成27年3月31日
福岡県人権啓発情報センター			
福岡県総合福祉センター			